

福島県の本格的な漁業再開に向けた積極的関与を求める意見書

当県の沿岸漁業及び底びき網漁業は、東京電力福島第一原子力発電所（以下「第一原発」という。）における事故の影響により操業自粛を余儀なくされているが、県によるモニタリングの結果から安全が確認されている魚種もあるため、漁業再開に向けた試験操業が行われている。試験操業は平成24年6月から、第一原発の半径20km圏内を除く当県沖において3魚種を対象に始まったが、現在は72魚種まで拡大するなど、本格的な漁業再開に向けて環境が整いつつある。

そのような状況の中、当県内漁業関係者は、第一原発港湾内と第一原発から半径20km以内の海水の放射性物質濃度が低下傾向にあること、また、当県等が実施している魚介類の放射性物質検査において国が食品衛生法で定める基準値より下回っていることなどから、半径20km以内としている現在の操業自粛区域を半径10km以内に縮小し、第一原発から半径10km～20kmの海域を試験操業の対象とすることについて慎重に議論を重ねているところである。

試験操業の海域拡大は、本格的な漁業再開に向けての大きな前進であり、また、漁業従事者の労働意欲の向上につながることから、国も積極的に関与し、当県漁業の復興を担う必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 試験操業の海域拡大に向け、第一原発から半径20km圏内の海中にある家屋、乗用車及び消波ブロックなどの災害がれきの撤去やそれに伴う荷揚げ場所及び保管場所等について、国が積極的に関与し、関係市町村と連携しながら当県の漁業再開に向けて取り組んでいくこと。
- 2 当県産水産物の安全確保の取組状況を国内外に向けて積極的に発信するとともに、海中からの荷揚げ等による災害がれきの取扱いによって、新たな風評被害を招かないよう万全な対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣 あて
環境大臣
復興大臣
水産庁長官

福島県議会議長 杉山純一

